

仕 様 書

(①コピー機能、②プリント機能、③ファックス機能、④スキャナ機能の4機能がある複合機)

台数	1台	設置場所	生駒セイセイビル4階 消費生活センター執務室内	
機械全般	占有面積	幅 1,500 mm×奥行 800mm に収まること (手差しトレイを伸長時)		
	形式等	据置き型、フルカラー、A3 サイズ原稿対応		
	電源	100v・15A・60Hz 以下の電源対応		
	給紙方式/容量	内蔵トレイ	500 枚以上×4、B5～A3	
		手差し	連続 100 枚以上、はがき、長形 3 号～A3	
	メモリー容量	4GB 以上		
	HDD 容量	128GB 以上		
	ソート	コピー・プリント出力時に、部毎にずらせて出力できること		
	原稿サイズ	最大原稿サイズは、A3 (297×420 mm) まで対応していること		
複写サイズ	A3 (297×420 mm) からはがき (100×148 mm) まで対応していること			
コピー機能	複写倍率	固定	50%、70%、81%、86%、115%、122%、141%、200%、自動	
		任意	25%～400% (1%単位)	
	カラー対応	フルカラーに対応していること		
	連続複写速度	モノクロ・フルカラー共に 45 枚/分以上 (A4 横)		
	自動両面機能	自動両面原稿送り装置装備		
	解像度	読み取り書き込みとも 600dpi 相当以上		
	階調	階調は 256 階調以上であること		
その他の機能	複数枚の原稿を 1 枚に印刷する機能があること			
機能 プリンター ネットワーク	インターフェース	(1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T) 対応×1ポート以上		
		USB2.0 又は USB3.0×1ポート以上		
	対応 OS	Windows11 以上、最新の OS に対応可能であること		
その他の機能	プリンター使用時でのモノクロ/カラーの自動切換機能があるもの			
スキャナ機能	イーサネット	(1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T) 対応		
	スキャニングした画像を本体機械側からの操作により、一時的に本体にデータ蓄積できる機能があるもの (外付け機器によりデータの蓄積ができるものでも可とし、その機器に要する費用も含めて積算する)			
	読み取り解像度は、200dpi から 600dpi までの範囲内で選択できるもの			
	自動送り装置を使用してスキャニングできる機能を有すること (A4 横片面フルカラー原稿で、解像度 200dpi の場合で、80 枚/分以上とする)			
ファイル形式は、PDF・JPEG・TIFF に変換が可能なこと				
機能 ファックス	通信モード	G3 又はスーパーG		
	送信原稿サイズ	最大原稿サイズは、A3 (297×420 mm) まで対応していること		
	排紙トレイ	コピー・プリントとは独立した、FAX 専用の排紙トレイがあること		
	適用回線	加入電話回線、PBX が利用できること		
機能 その他	フィニッシャー	ステープル (針あり)	B5～A3：30 枚以上、 2 箇所・1 箇所綴じが可能なもの	
その他 使用条件	賃借期間	令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日まで (5 年間) (地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)		
	保守及び消耗品の供給	複合機の保守料及び複合機の動作に必要な保守部品・トナー等の消耗品の供給を含む (コピー用紙・ステープルは除く)		
	使用予定枚数 (年間)	モノクロ	12,000 枚	
フルカラー		6,000 枚		

※使用予定枚数は令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの実績と今後の見込みに基づく

- (1) フルカラー複合機は、国産メーカーの新品とし、仕様と同等又はそれ以上のものを設置すること。
- (2) 見積金額は、フルカラー複合機の賃貸借、保守及び消耗品の供給（コピー用紙・ステープルを除く）に係る5年間の総額を記入することとし、内訳書にはそれぞれ1コピーあたりの単価を記入すること（見積金額と内訳書の単価に使用予定枚数を乗じた金額の総額は合致させること）。
- (3) 使用予定枚数は、使用枚数を保証するものではなく、最低保証枚数についても設定しない。契約は、明細書に記入した金額で単価契約するものとする。
- (4) コピー使用料金の請求は、毎月末に使用枚数を確認した上、各コピー単価×枚数×消費税及び地方消費税相当分で得た額の合計とし、それぞれ円未満の端数は切り捨てるものとする（本契約期間中に消費税の率の改正が行われた場合は、改正された率に応じて上記計算式を修正するものとする）。
- (5) 旧機械の撤去費用を含むものとする（旧機械名：シャープ BP30-M28）
- (6) パソコンのプリンターとして使用（Standard TCP/IP Port 使用）できるよう、既存のネットワーク環境への接続作業を行うこと。ただし、プリンタドライバの各パソコンへのインストールは、本市が行うものとする。
- (7) プリンターとして接続するパソコンの台数は、約5台。
- (8) フルカラー複合機は、常時正常な状態で使用できるよう、定期的に技術員等を派遣し、点検及び調整等を行うこと。また、フルカラー複合機が故障した場合は、早急に正常な状態に復旧させること。
- (9) 定期的な巡回又は申し出により、トナー等のフルカラー複合機の動作に必要な消耗品の供給を行うこと。
- (10) 日時を事前に消費生活センターと調整のうえ、業務に支障が生じないように、円滑に設置作業を行うこと。